

入札説明書修正箇所（新旧表）

No	頁	旧	新
1	9	施設整備業務 (7) 設計業務 a 事前調査業務 b 各種申請業務 c 環境対策業務 d 基本設計業務及びその関連業務 e 実施設計業務及びその関連業務	<u>ア</u> 施設整備業務 (7) 設計業務 a 事前調査業務 b 各種申請業務 c 環境対策業務 d 基本設計業務及びその関連業務 e 実施設計業務及びその関連業務
2	9	維持管理業務 <u>(エ)</u> 点検・保守・経常修繕業務 <u>(オ)</u> 大規模修繕業務 <u>(カ)</u> 外構等管理業務 <u>(キ)</u> 環境衛生管理業務 <u>(ク)</u> 清掃業務 <u>(ケ)</u> 駐車場管理業務 <u>(コ)</u> 一般備品管理業務	<u>イ</u> 維持管理業務 <u>(7)</u> 点検・保守・経常修繕業務 <u>(1)</u> 大規模修繕業務 <u>(ウ)</u> 外構等管理業務 <u>(エ)</u> 環境衛生管理業務 <u>(オ)</u> 清掃業務 <u>(カ)</u> 駐車場管理業務 <u>(キ)</u> 一般備品管理業務
3	9	運営支援業務 <u>(サ)</u> 総合案内業務	<u>ウ</u> 運営支援業務 <u>(7)</u> 総合案内業務

No	頁	旧	新
4	10	附帯事業 <u>(シ)</u> 飲食喫茶施設の運営業務 <u>(ス)</u> 売店の運営業務 <u>(セ)</u> 自動販売機による飲食物の販売業務 <u>(ソ)</u> 各種証明用無人写真撮影機による写真の撮影、販売業務 <u>(タ)</u> 事業者からの提案による本施設に有用な業務	<u>エ</u> 附帯事業 <u>(7)</u> 飲食喫茶施設の運営業務 <u>(1)</u> 売店の運営業務 <u>(ウ)</u> 自動販売機による飲食物の販売業務 <u>(エ)</u> 各種証明用無人写真撮影機による写真の撮影、販売業務 <u>(オ)</u> 事業者からの提案による本施設に有用な業務
5	10	(5) 事業期間等 事業期間 本契約締結日から平成 51 年 3 月 31 日まで	(5) 事業期間等 <u>ア</u> 事業期間 本契約締結日から平成 51 年 3 月 31 日まで
6	10	契約の締結（予定） (7) 基本協定締結 平成 27 年 3 月 (1) 特定事業契約締結 平成 27 年 7 月	<u>イ</u> 契約の締結（予定） (7) 基本協定締結 平成 27 年 3 月 (1) 特定事業契約締結 平成 27 年 7 月
7	12	設計業務を担当する者 次の(7)と(1)のいずれの要件も満たしてください。	<u>ア</u> 設計業務を担当する者 次の(7)と(1)のいずれの要件も満たしてください。
8	13	工事監理業務を担当する者 次の(7)と(1)のいずれの要件も満たしてください。	<u>イ</u> 工事監理業務を担当する者 次の(7)と(1)のいずれの要件も満たしてください。
9	13	建設業務を担当する者 次の(7)から(ウ)のいずれの要件も満たしてください。	<u>ウ</u> 建設業務を担当する者 次の(7)から(ウ)のいずれの要件も満たしてください。

No	頁	旧	新
10	13	解体除却工事を担当する者 次の(ア)と(イ)のいずれの要件も満たしてください。	エ 解体除却工事を担当する者 次の(ア)と(イ)のいずれの要件も満たしてください。
11	13	維持管理業務を担当する者 延床面積 10,000 m ² 以上（主たる用途に限る。）の庁舎の維持管理の実績を有する者であること。	オ 維持管理業務を担当する者 延床面積 10,000 m ² 以上（主たる用途に限る。）の庁舎の維持管理の実績を有する者であること。
12	14	4 入札参加手続 (1) 入札説明書に関する事項 入札公告 入札公告は、県公報、かながわ電子入札共同システム及び 10 (4)に記載の神奈川県警察のホームページ（以下「県警HP」という。）において公表します。	4 入札参加手続 (1) 入札説明書に関する事項 ア 入札公告 入札公告は、県公報、かながわ電子入札共同システム及び 10 (4)に記載の神奈川県警察のホームページ（以下「県警HP」という。）において公表します。
13	14	入札説明書の閲覧 (ア) 期間 平成 26 年 7 月 29 日(火)～平成 26 年 10 月 10 日(金) (ただし、「神奈川県の日を定める条例」(平成元年条例第 12 号)に定める県の休日を除く。以下、期間を指定している場合において同じ。)	イ 入札説明書の閲覧 (ア) 期間 平成 26 年 7 月 29 日(火)～平成 26 年 10 月 10 日(金) (ただし、「神奈川県の日を定める条例」(平成元年条例第 12 号)に定める県の休日を除く。以下、期間を指定している場合において同じ。)
14	14	入札説明会及び現地見学会 (ア) 日時 平成 26 年 8 月 7 日(木) 16 時 00 分～17 時 00 分 (イ) 場所 横浜市旭区中尾二丁目 3 番 1 号 神奈川県警察本部交通部運転免許本部免許課	ウ 入札説明会及び現地見学会 (ア) 日時 平成 26 年 8 月 7 日(木) 16 時 00 分～17 時 00 分 (イ) 場所 横浜市旭区中尾二丁目 3 番 1 号 神奈川県警察本部交通部運転免許本部免許課

No	頁	旧	新
15	15	<p>入札公告に関する質問及び回答</p> <p><u>(2)に示す入札参加資格の確認を受け、入札参加資格を有しているとされた者を対象に、本件入札説明書に記載している内容に対する質疑応答を以下のとおりに行います。</u></p>	<p>エ 入札公告に関する質問及び回答</p> <p>本件入札説明書に記載している内容に対する質疑応答を以下のとおりに行います。</p>
16	15	<p>入札公告に関する事業者ヒアリング</p> <p>(2)に示す入札参加資格の確認を受け、入札参加資格を有しているとされた者を対象に、本件入札説明書に関する齟齬の埋め合わせ等を行うことを目的として、事業者ヒアリングを以下のとおりに行います。</p>	<p>オ 入札公告に関する事業者ヒアリング</p> <p>(2)に示す入札参加資格の確認を受け、入札参加資格を有しているとされた者を対象に、本件入札説明書に関する齟齬の埋め合わせ等を行うことを目的として、事業者ヒアリングを以下のとおりに行います。</p>
17	16	<p>参加表明書等の受付日時、場所及び方法</p> <p>(ア) 日時 平成 26 年 10 月 10 日 (金)</p> <p>8 時 30 分～12 時 00 分及び 13 時 00 分～17 時 15 分(厳守)</p>	<p>ア 参加表明書等の受付日時、場所及び方法</p> <p>(ア) 日時 平成 26 年 10 月 10 日 (金)</p> <p>8 時 30 分～12 時 00 分及び 13 時 00 分～17 時 15 分(厳守)</p>
18	16	<p>参加表明書等の作成要領</p> <p>参加表明書等に定めるところに従い作成してください。</p>	<p>イ 参加表明書等の作成要領</p> <p>参加表明書等に定めるところに従い作成してください。</p>
19	16	<p>資格確認結果の通知</p> <p>入札参加資格の確認結果通知は、参加表明書等を提出した者に対して、書面により平成 26 年 10 月 17 日 (金) までに通知します。</p>	<p>ウ 資格確認結果の通知</p> <p>入札参加資格の確認結果通知は、参加表明書等を提出した者に対して、書面により平成 26 年 10 月 17 日 (金) までに通知します。</p>

No	頁	旧	新
20	16	<p>入札参加資格がないとされた場合の扱い</p> <p>入札参加資格の確認により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができます。</p>	<p><u>エ</u> 入札参加資格がないとされた場合の扱い</p> <p>入札参加資格の確認により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができます。</p>
21	16	<p>応募グループの各構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更</p> <p>3 (1) ウに定める予定業務に変更がある場合には、速やかに変更後の該当様式を提出してください。</p>	<p><u>オ</u> 応募グループの各構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更</p> <p>3 (1) ウに定める予定業務に変更がある場合には、速やかに変更後の該当様式を提出してください。</p>
22	16	<p>入札参加を辞退する場合</p> <p>参加表明以後、応募グループが入札（提案書の提出）を辞退する場合は、参加表明書等の入札辞退届（様式8）を平成26年12月5日（金）17時15分（厳守）までに10（4）に記載の場所に持参し提出するものとし、郵便等、FAX又はEメールによる提出は認められません。</p>	<p><u>カ</u> 入札参加を辞退する場合</p> <p>参加表明以後、応募グループが入札（提案書の提出）を辞退する場合は、参加表明書等の入札辞退届（様式8）を平成26年12月5日（金）17時15分（厳守）までに10（4）に記載の場所に持参し提出するものとし、郵便等、FAX又はEメールによる提出は認められません。</p>
23	16	<p>入札参加資格の確認基準日以降の取扱い</p> <p>入札参加資格を有するとの確認を受けた者が、入札日において、3（2）で定める要件のひとつでも満たさない場合は、入札に参加することはできません。</p>	<p><u>キ</u> 入札参加資格の確認基準日以降の取扱い</p> <p>入札参加資格を有するとの確認を受けた者が、入札日において、3（2）で定める要件のひとつでも満たさない場合は、入札に参加することはできません。</p>
24	17	<p>その他</p> <p>(7) 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。</p>	<p><u>ク</u> その他</p> <p>(7) 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。</p>

No	頁	旧	新
25	17	(2) 入札に当たっての留意事項 本件入札説明書の承諾 入札参加者は、本件入札説明書の記載内容を承諾の上、入札してください。	(2) 入札に当たっての留意事項 <u>ア</u> 本件入札説明書の承諾 入札参加者は、本件入札説明書の記載内容を承諾の上、入札してください。
26	17	費用負担 入札書及び提案書の作成、並びに提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とします。	<u>イ</u> 費用負担 入札書及び提案書の作成、並びに提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とします。
27	17	入札書の提出方法 入札書は、提案書の様式集に定めるところにより作成し、(1)に示した日時までに提出してください。	<u>ウ</u> 入札書の提出方法 入札書は、提案書の様式集に定めるところにより作成し、(1)に示した日時までに提出してください。
28	17	入札代理人等 入札参加者は、参加表明書等として提出した委任状の謄本を提出場所に持参してください。	<u>エ</u> 入札代理人等 入札参加者は、参加表明書等として提出した委任状の謄本を提出場所に持参してください。
29	17	入札の辞退 入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、入札書について、 <u>10</u> (1)までに当該書類を提出しない場合は、辞退したものとみなします。	<u>オ</u> 入札の辞退 入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、入札書について、(1)までに当該書類を提出しない場合は、辞退したものとみなします。
30	18	公正な入札の確保 入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはなりません。	<u>カ</u> 公正な入札の確保 入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはなりません。

No	頁	旧	新
31	18	<p>入札価格の記載等</p> <p>(7) サービス購入料の総額</p> <p>県は本事業のサービス購入料の総額について、税抜で予定価格を設定します。</p>	<p><u>キ</u> 入札価格の記載等</p> <p>(7) サービス購入料の総額</p> <p>県は本事業のサービス購入料の総額について、税抜で予定価格を設定します。</p>
32	18	<p>入札執行回数</p> <p>1回とします。</p>	<p><u>ク</u> 入札執行回数</p> <p>1回とします。</p>
33	18	<p>入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。</p>	<p><u>ケ</u> 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。</p>
34	19	<p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加者は、入札説明書（業務要求水準書、特定事業契約書（案）その他の添付書類を含む。以下同じ。）を熟覧の上、入札してください。 	<p><u>コ</u> 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加者は、入札説明書（業務要求水準書、特定事業契約書（案）その他の添付書類を含む。以下同じ。）を熟覧の上、入札してください。
35	19	<p>(3) 提案書の提出</p> <p>開札の結果、予定価格の範囲内の価格で応札した事業者は、下記のとおり提案書を持参してください。</p> <p>提案書受付の日時・場所</p> <p>(7) 日時 平成26年12月12日（金）</p> <p>13時00分～17時15分（厳守）</p>	<p>(3) 提案書の提出</p> <p>開札の結果、予定価格の範囲内の価格で応札した事業者は、下記のとおり提案書を持参してください。</p> <p><u>カ</u> 提案書受付の日時・場所</p> <p>(7) 日時 平成26年12月12日（金）</p> <p>13時00分～17時15分（厳守）</p>

No	頁	旧	新
36	19	<p>提案書提出に当たっての留意事項</p> <p>提案書の様式集を参照し、提出してください。その際、指定された提案書がすべて揃っていない場合には、失格となります。</p>	<p><u>イ</u> 提案書提出に当たっての留意事項</p> <p>提案書の様式集を参照し、提出してください。その際、指定された提案書がすべて揃っていない場合には、失格となります。</p>
37	19	<p>提案書の取扱い</p> <p><u>ウ</u> 著作権</p> <p>県が提示した参考図書等の著作権は県に帰属します。また、提案書の著作権は、応募グループに帰属します。</p>	<p><u>ウ</u> 提案書の取扱い</p> <p><u>ア</u> 著作権</p> <p>県が提示した参考図書等の著作権は県に帰属します。また、提案書の著作権は、応募グループに帰属します。</p>
38	20	<p><u>エ</u> 特許権等</p> <p>提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負ってください。</p>	<p><u>イ</u> 特許権等</p> <p>提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負ってください。</p>
39	20	<p><u>オ</u> 県からの提示資料の取扱い</p> <p>県が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできません。</p>	<p><u>ウ</u> 県からの提示資料の取扱い</p> <p>県が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできません。</p>
40	20	<p><u>カ</u> 複数提案の禁止</p> <p>入札参加者は、1つの提案しか行うことができません。</p>	<p><u>エ</u> 複数提案の禁止</p> <p>入札参加者は、1つの提案しか行うことができません。</p>
41	20	<p><u>キ</u> 提案書の変更禁止</p> <p>提案書の変更はできません。ただし、提案資料における誤字等の修正についてはこの限りではありません。</p>	<p><u>オ</u> 提案書の変更禁止</p> <p>提案書の変更はできません。ただし、提案資料における誤字等の修正についてはこの限りではありません。</p>

No	頁	旧	新
42	20	<p>(4) その他</p> <p>使用言語、単位及び時刻</p> <p>本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時（表記は 24 時間制）とします。</p>	<p>(4) その他</p> <p><u>ア</u> 使用言語、単位及び時刻</p> <p>本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時（表記は 24 時間制）とします。</p>
43	20	<p>入札保証金及び契約保証金</p> <p>(7) 入札保証金</p> <p>入札保証金は免除します。</p>	<p><u>イ</u> 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(7) 入札保証金</p> <p>入札保証金は免除します。</p>
44	25	<p>(1) 設計・建設状況の確認等</p> <p>設計完了時（基本・実施設計）</p> <p>P F I 事業者は、県に対して定期的に状況の報告を行うとともに、設計完了時に次の図書を県に提出し、確認を受ける必要があります。</p>	<p>(1) 設計・建設状況の確認等</p> <p><u>ア</u> 設計完了時（基本・実施設計）</p> <p>P F I 事業者は、県に対して定期的に状況の報告を行うとともに、設計完了時に次の図書を県に提出し、確認を受ける必要があります。</p>
45	25	<p>各種許認可申請時</p> <p>P F I 事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法等関係法令に基づく許可申請書類等を作成し、各法令所管官公庁に申請を行うとともに、県に事前説明及び事後説明を行ってください。</p>	<p><u>イ</u> 各種許認可申請時</p> <p>P F I 事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法等関係法令に基づく許可申請書類等を作成し、各法令所管官公庁に申請を行うとともに、県に事前説明及び事後説明を行ってください。</p>

No	頁	旧	新
46	26	<p>工事施工時</p> <p>P F I 事業者は、建築基準法第 2 条第 11 号に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、工事監理者に工事監理の状況を県に毎月報告させる必要があります。</p>	<p>ウ 工事施工時</p> <p>P F I 事業者は、建築基準法第 2 条第 11 号に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、工事監理者に工事監理の状況を県に毎月報告させる必要があります。</p>
47	26	<p>工事完成時（完工確認）</p> <p>P F I 事業者は、施工記録を整備し、次の図書を県に提出して、建設現場で県の確認を受けてください。</p>	<p>エ 工事完成時（完工確認）</p> <p>P F I 事業者は、施工記録を整備し、次の図書を県に提出して、建設現場で県の確認を受けてください。</p>
48	<p>付属資料</p> <p>1</p> <p>7</p> <p>※</p>	<p>「県が P F I 事業者に支払うサービス購入料について」</p> <p>2 サービス購入料 1 の改定</p> <p>(2) 具体的な改定方法</p> <p>イ 工事着手後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び事業者は、設計完了後から建設完了時までの任意の期間で、改定基準指標から 1.5% 以上の物価変動が生じた状態が 3 か月以上継続した場合に、改定することができるものとする。 ・ 改定基準指標は「B' 」とし、変動率は、3 か月の変動率の単純平均値とする。 <p>なお、建設費の改定日は、3 か月以上継続したことを県が確認した日とし、3 か月前に遡及しないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改定に当たっての基本条件は、以下のとおりである。 <p>「B' 」 = 設計完了時の建設費指数</p> $「B' ' 」 = (「B1」 + 「B2」 + 「B3」) / 3$ <p>※B1～B3 は、3 か月以上に渡って変動率が 1.5% を超えた</p>	<p>「県が P F I 事業者に支払うサービス購入料について」</p> <p>2 サービス購入料 1 の改定</p> <p>(2) 具体的な改定方法</p> <p>イ 工事着手後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び事業者は、設計完了後から建設完了時までの任意の期間で、改定基準指標から 1.5% 以上の物価変動が生じた状態が 3 か月以上継続した場合に、改定することができるものとする。 ・ 改定基準指標は「B' 」とし、変動率は、3 か月の変動率の単純平均値とする。 <p>なお、建設費の改定日は、3 か月以上継続したことを県が確認した日とし、3 か月前に遡及しないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改定に当たっての基本条件は、以下のとおりである。 <p>「B' 」 = 設計完了時の建設費指数</p> $「B' ' 」 = (「B1」 + 「B2」 + 「B3」) / 3$ <p>※B1～B3 は、3 か月以上に渡って変動率が 1.5% を超えた際の、</p>

No	頁	旧	新
		<p style="text-align: center;">際の、各月の指標の値</p> <p>「C'」＝改定日における残工事の建設費（「B'」に基づいて計算した値）</p> <p>「C' '」＝建設期間中の改定後の残工事の建設費＝C' × (B' ' / B')</p> <p>「X」＝C' ' - C'</p> <p>「変更額」＝X - C' × 1.5%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変動前残工事額（C'）と変動後残工事額（C' '）との差額のうち、変動前残工事額の1.5%を超える額につき改定する。 ・改定後の残工事の建設費用「C' '」を求めるための計算式は、以下のとおりである。 $C' ' = C' \times (B' ' / B')$ <ul style="list-style-type: none"> ・建設費の改定は改定日現在に県立会いのもと出来形検査を行い、その残工事について適用する。 ・<u>上記の改定後、さらに12か月を経過後に再度上記の状態となった場合は再度同様の方法で改定することができる。</u>但し、残工事期間が2か月以上ある場合に限ることとする。 <p>なお、改定基準指標は直近の改定時に使用した建築費指数とする。</p>	<p style="text-align: center;">各月の指標の値</p> <p>「C'」＝改定日における残工事の建設費（「B'」に基づいて計算した値）</p> <p>「C' '」＝建設期間中の改定後の残工事の建設費＝C' × (B' ' / B')</p> <p>「X」＝C' ' - C'</p> <p>「変更額」＝X - C' × 1.5%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変動前残工事額（C'）と変動後残工事額（C' '）との差額のうち、変動前残工事額の1.5%を超える額につき改定する。 ・改定後の残工事の建設費用「C' '」を求めるための計算式は、以下のとおりである。 $C' ' = C' \times (B' ' / B')$ <ul style="list-style-type: none"> ・建設費の改定は改定日現在に県立会いのもと出来形検査を行い、その残工事について適用する。 <p><u>ウ 再度の改定期</u></p> <p><u>上記（ア又はイ）の改定後、さらに12か月を経過後に上記のイの状態となった場合は改定を請求することができる。</u>但し、残工事期間が2か月以上ある場合に限ることとする。</p> <p>なお、改定基準指標は直近の改定時に使用した建築費指数とする。</p>

No	頁	旧	新
49	入札 説明 書目 次等	※別添資料1の資料については、平成26年7月29日(火)から平成26年10月10日(金)の平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までの間、神奈川県警察本部総務部会計課調度第二係において配布します。	※別添資料1の資料については、平成26年7月29日(火)から平成26年10月10日(金)の平日8時30分～12時00分、13時00分～17時15分までの間、神奈川県警察本部総務部会計課調度第二係において配布します。

※ 付属資料1「県がPFI事業者を支払うサービス購入料について」と同様に、別添資料4「特定事業契約書(案)」の別紙9「県が事業者を支払うサービス購入料について」についても修正を行う。